

別表1 法定資格保持者

(介護保険法施行規則第113条の2第1項第1号関係)

区分コード	法定資格	区分コード	法定資格
0001	医師	0011	介護福祉士
0002	歯科医師	0012	視能訓練士
0003	薬剤師	0013	義肢装具士
0004	保健師	0014	歯科衛生士
0005	助産師	0015	言語聴覚士
0006	看護師	0016	あん摩マッサージ指圧師
0007	准看護師	0017	はり師・きゅう師
0008	理学療法士	0018	柔道整復師
0009	作業療法士	0019	栄養士、管理栄養士
0010	社会福祉士	0020	精神保健福祉士

別表2 相談援助業務に従事する者の範囲

(介護保険法施行規則第113条の2第1項第2号関係)

区分コード	対象事業及び施設	対象となる職員 (職種)	規定する法令・通知等
1101	特定施設入居者生活介護	生活相談員	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)第175条第1項第1号
1102	地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)第110条第1項第1号
1103	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活相談員	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)第131条第1項第2号
1104	介護老人福祉施設	生活相談員	「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第39号)第2条第1項第2号
1105	介護老人保健施設	支援相談員	「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年厚生省令第40号)第2条第1項第4号
1106	介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員	「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)第231条第1項第1号
1107	指定計画相談支援事業	相談支援専門員	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第28号)第3条
1108	指定障害児相談支援事業	相談支援専門員	「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第29号)第3条
1109	生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	「生活困窮者自立支援事業等の実施について」(平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙(別添1)自立相談支援事業実施要領3(2)ア